

県央地域観光ルートPR等業務 仕様書

1 業務名

県央地域観光ルートPR等業務

2 業務の目的

熊本県県央広域本部は、熊本市、宇城地域振興局及び上益城地域振興局と連携して、熊本市、宇城地域そして上益城地域（以下、県央地域という。）への誘客を図るべく、昨年度、観光ルートの造成、パンフレットの制作及び観光ルートのPR広報を実施した。

今年度は、昨年度造成した観光ルートの磨き上げを行うとともに、磨き上げた観光ルートを含めた県央地域内の観光資源の魅力を発信するPR動画の広報を実施することで、更なる観光入込客数の増加や訪問者の滞在時間を延ばして地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

4 業務内容

(1) 観光コース造成支援

県央広域本部において新たに造成した観光ルートに係る助言・提案(1本程度)

(2) パンフレットの改訂

①新規ルート紹介ページの作成(2頁分を想定)

(紹介文や写真の撮影、デザイン等を含む)

②既存ルート等の紹介ページに係る文章や画像等の修正

(文章や画像については、県から提供予定)

(3)パンフレットの増刷(上記(2)で制作したもの)

①規格等

182mm×182mm カラー24ページ (マットコート紙 90kg)

②成果品

- ・パンフレット 5,000部
- ・印刷用版下データ (CD-ROMで納品) 1部 ※県による増刷を行う場合あり
- ・ホームページ掲載用データ (pdfファイル/項目別ダウンロード用及び一括ダウンロード用)

<資料の貸与>

本業務においての貸与資料は、次のとおりとする。

- ・パンフレット原稿 (イラストレーターデータ)

上記資料は、CD-ROMデータ送付し、貸与します。

(4) 動画の撮影・編集

①動画の制作

- ・上記4(2)に掲載する観光ルートの中から視聴者の感情に訴求するための動画を制作する。
 - ・動画の本数は1本(秒数60秒程度)以上とする。撮影や編集にあたっては、動画の構成やBGMなど具体的な提案を行い、委託者と協議の上、最終決定する。
- なお、撮影にあたっては、以下の点に留意すること。

ア 映像撮影に必要となるスタッフ、機材、施設、車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を行うこと。演者やナレーションが必要な場合は、県で手配する。

イ 撮影場所の許可等、必要なスケジュール調整や各種手続き等については、受託者が適切に対応

- すること。なお、撮影場所や撮影時期等については、委託者と協議のうえ、決定すること
- ウ 映像制作に当たっては、基本的に新規撮影を原則とすること。ただし、季節や天候等により撮影が難しい場合や、適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像等を使用する際の費用の支払い等を含めた一切の手続き等は受託者において行うこと。
- エ 野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。また、天候不良等による再撮の想定経費も全て見積に含めること。
- オ BGM等音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないように留意すること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者において行うこと。
- カ 映像制作にかかるアスペクト比や解像度、フレームレートなどの専門的な事項については、受託者が委託者へ提案し協議の上、決定するものとする。

②成果品

- ・制作した映像の最終版を保存したDVD等の記憶メディア
 - ・撮影素材・映像データ一式
- ※一般的な家庭用プレイヤーでの再生及びDVD、ブルーレイドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。

(5) 広報の実施

① 広報について

- ・広報媒体は、Instagram とする。
- ・上記（４）①で制作する動画について、次のターゲット層に対し広報を実施することとし、各種調整及び広報に係る支払いを行うこと。
 - ＜ターゲット層＞次のいずれをも満たす者
 - ・福岡県、鹿児島県、宮崎県及び熊本県に居住もしくは通勤する者
 - ・本事業で造成する観光ルートの内容と趣味・嗜好が合う者

② 広報の時期及び期間

委託者と受託者で協議する。

③ 成果品

業務実績報告書（期間等に加え、成果も記載）

5 納期

- | | |
|---------|----------------------|
| ・上記４（１） | 令和７年（２０２５年）１２月 ５日（金） |
| ・上記４（２） | 令和７年（２０２５年）１２月１９日（金） |
| ・上記４（４） | 令和８年（２０２６年） １月２３日（金） |
| ・上記４（３） | 令和８年（２０２６年） ２月 ６日（金） |

6 守秘義務

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らしたり、本業務の履行以外の目的に使用したりしてはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。万一、受託者の責に帰する情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。
- (2) 本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

7 著作権

- (1) 受託者が本業務にて制作した成果物の著作権及び使用权は、熊本県に帰属するものとし、熊本県が必要なものに利用することができるものとする。
- (2) 受託者は本業務にて制作した成果物について、委託者に対して著作権者人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 県の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 関係法令を遵守し業務にあたること。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (3) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、発注者が承諾した場合はこの限りでない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。
- (5) 上記に関わる明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 委託者が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。